

第8回 草津市市民参加条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年8月8日（火）14：00～16：45

場 所：草津市役所 2階特大会議室

開会

1 あいさつ

2 第7回検討委員会の振り返り

○事務局

資料説明

○委員長

ご質問やご意見があれば承りたい。

○B委員

議事概要 P8 の自治体基本条例の「体」としての重みについては、自治基本条例と自治体基本条例でその重みの解釈が分かれる。自治基本条例は包括的な概念なので広い、自治体基本条例は自治体に限定したので狭いという捉え方もできる。前回欠席したので、自治体基本条例の重みという部分についてどのような議論があったのかご紹介いただきたい。

○事務局

とくに議論があったわけではない。自治基本条例より自治体基本条例のほうが重いという解釈ではなく、草津市は自治体基本条例としたのは、市政運営の基本原則を定めることがまず重要であり、行政側はしっかりしなさいよというメッセージが込められている。そこを含めてほしいというご趣旨だったと思う。

○B委員

自治基本条例としなかったのは、市民参加条例と住民投票条例をつくらないと自治基本条例に相当する部分にならないのではないかという見方もできる。自治体基本条例が親で、市民参加条例が子という考え方でいくのか、そのへんの構図がわからなかったので質問した。なぜ自治体基本条例としたのかという見解が統一したものになっていけばいいが。

○委員長

市民参加条例の制定は自治体基本条例の規定を受けて行われているので、基になっているのは基本条例である。前回議論したのは、この市民参加条例は、単に基本条例が求めた主要な市政運営上のさまざまな条例や計画の策定の際の市民参加だけではなく、それ以外のより広い市民参加についてもこの条例のなかで考えるという点である。つまり、法体系でいえば、基本条例があって、その子としての市民参加条例であるが、一方で自治体基本条例であるがゆえ、市政がまずあって、市民参加はその主要なものしか対象にしていない。それだけでは本当の自治が確立できるわけではないので、それよりも広い市民参加をこの条例がカバーすることによって、結果として基本条例と市民参加条例が全体として自治のさまざまな制度や仕組みや考え方を確立していくことになる。そのあたりが提言書案にうまくまとめられているか、このあともう一度ご検討いただきたい。

議事概要の表現等についてお気づきの点があれば、事務局にお伝えいただきたい。

3 草津市市民参加条例に関する提言書（案）について

(1) 条例の考え方と役割について

○事務局
資料説明

○委員長
「前文」と「目的」は、前回出されたご意見をほぼ反映した形でまとめられている。ご意見やご質問があれば承りたい。

○B委員
基本的によくまとめられている。一点だけ、P1の「市民参加条例の制定の宣言」の「市政への参加の権利を有する市民」という表現は適切なものか。そもそも市民とは市政への参加の権利を有することになっているのか、市政への参加の権利を有する市民のみをここで扱っているのか。

○委員長
ここの趣旨は、市民は市政への参加の権利を有するという意味で、権利を有している市民だけを限定的にという意味ではない。P3で市民の定義を確認しているが、P1のこの書き方で誤解は生じないか。「市政への参加の権利を有する」という修飾語を市民にあえてつけたのは、自治体基本条例のなかで草津市は市民参加を進めますといった結果、市民に権利が与えられたのではなく、そもそも権利として持っているということをいいたいわけである。

○B委員
限定的に捉えられないようにしないといけない。

○委員長
市民はそもそも市政への参加の権利をもっているという意味の修飾語がついているという理解で、原案のままとする。

(2) 用語の定義について

○事務局
資料説明

○K委員
「年齢・性別・障害の有無」とあるが、あえて障害の有無を挙げる必要はあるのか。

○委員長
一般的に多様性を表すときによく使われるものを、とりあえず4つだけ挙げた。逐条解説では9種類ぐらい挙げている。「年齢・性別・国籍」だけでも構わない。

○F委員
誰もが参加できるような配慮が必要。それが「市民が有する多様性について尊重する」という表現だと受け止めている。「障害の有無」を書かない社会が理想だが、現実には訴えていかなければ環境は整備されない。「障害の有無」を挙げることは必要である。

○G委員
当然市民なのだから市民の定義のなかに「障害の有無」は入らないのではないかと。「どん

な状態の方でも平等に参加できるように配慮する」という言葉を入れると、わかりやすくなる。

○E委員

年齢・性別・障害の有無・国籍は、自分で決められない代表的なものであり、「障害の有無」がここに入っているのも不思議ではない。

○委員長

付帯事項には、逐条解説のなかで市民の多様性について配慮を求めるということを述べて、自分で選べないものの例としてこの4つを挙げた。

○H委員

4つの例を挙げずに「市民が有する多様性……」で始まってもいいのではないかと。

○委員長

例示を取ってしまうと、多様性の中身がわからなくなるので、いくつかは書かざるを得ない。

○H委員

「年齢・性別・国籍」はいいが「障害の有無」はわざわざ挙げなくてもいいのではないかと。障害のある子どもの親はこういう言葉に敏感で、不快感を覚えると思う。

○E委員

障害を生まれつきかそうでないかで区別せず、すべて平等ですよ、市民ですよという意味合いで素直にとったらいと思う。

○B委員

障害はもつ・もたないから、ある・ないに変わってきて概念は拡張してきたが、あえて書くことによって喚起させられる部分もあるとすれば、入れておいたほうがいい。逆に書かないことによって、配慮しなくてもいいんだということになる可能性もあるので、積極的に消す必要はないと考える。この4つが適切なのかどうかも含めて議論したことは議事録にとどめておく必要がある。

○M委員

この委員会には障害のある方が委員に入っていない。障害者当人でないとわからないこともある。今後は障害のある方からも意見を聞ける会議にすべき。

○D委員

障害のある方が参加を拒否された場合、この条例を根拠とするには、条文の定義のなかにきちっと入っていないとだめなのか、逐条解説に載っていればOKなのか。

○委員長

条文に載っている・いないに関わりなく、権利を主張することができる。逐条解説は、この条例を運用する市の職員など実務者向けであると同時に、市民から問題を提起する参考にも使うことができる。ここでは市民を広く捉えており、すべての市民が参加できるように別の理由で排除されるようなことがあったら条文に反するので、とくに条文に書く必要はない。

○F委員

障害者総合支援法には、障害者に対する合理的配慮が謳われている。合理的配慮とは、障害のある人が参加できる環境を整えること。多様性への配慮の意味で、「障害の有無」は

必要である。

○H委員

今の話で納得した。

○委員長

とくに大きな問題がなければ、原案通りで了承いただいたものとする。

(3) 市民と行政の役割について

○事務局

資料説明

○F委員

「人心に醸されるものと考えます」は格調高いが、わかりにくくないか。

○B委員

「責任・責務が伴うことになりました」という否定形はあまりよくないので、「参加する市民に求められる一定の責任・責務は、参加を实践する過程で対話を通じて高まるものと考えます」ではどうか。

○委員長

ご提案を採用して「参加を实践する過程での対話を通じて高められていくものと考えます」に修正したい。

○B委員

「考えます」が3つ続くので、「高まります」としたほうがいいのではないか。

○委員長

「高まります」と言い切っていいだろう。

(4) 市民参加の手続きについて

○事務局

資料説明

○L委員

5-2の①は「軽易なもの」という表現だけではわかりにくい。主語が足りない感じがする。

○委員長

1の①～④のうち例外的に参加の手続きをとらなくてもいいものを2に挙げた。委員会の提言はこういう趣旨であると誰が読んでもすぐわかるように、主語や目的語を明示して、①は「内容の変更等が軽易なもの」、②は「改定や変更等を緊急に行わなければならないもの」に修正したほうがいいだろう。

下の6は、この書き方で当委員会の意図が表現できているか。P8の表で説明するとわかりやすいが、それを文字で短く表現するのは難しい。

○B委員

5-2は対象事項としない場合のことをいっているので、「もの」を「場合」に変えて、P8の表に重ねて、「軽易な政策過程の場合」「緊急に実行が求められる場合」「法令の規定によ

り実施の基準が定められている場合」「草津市の内部の事務処理等に関する場合」としてはどうか。

2の部分も「上記のうち以下に示すものについては、行政の判断により対象事項としない場合に、行政はその理由を市民に説明することとします」と短くすることを提案する。

○委員長

「場合」への変更はご指摘のとおりだが、「軽易なもの」は政策過程の軽易ではなく、修正や変更の内容が軽易という意味なので「内容の変更等が軽易な場合」である。②は「改定や変更等を緊急に求められる場合」、③は「法令の規定により実施の基準が定められている場合」、④は「草津市の内部の事務処理に関する場合」。

2の「対象事項としないことができる」という規定は置いておかないといけない。ある特定の場合だけできるという、限定的に権限を与える表現にしておく必要がある。長いので「対象事項としないことができるものとします」で一旦切って「その場合には、行政はその理由を市民に説明することとします」でもよい。これらの修正は、とくに問題がなければ委員長一任で進めたい。

○H委員

6-①は、例示の「アンケートなど」を前にもってきて修飾語的に使って、「アンケートなどの市民ニーズの把握の効果が期待される手法」としてはどうか。②③も同様にして、7の①-④と合わせたらいいと思う。

○事務局

ご指摘のように修正する。

○G委員

見出しの「市民参加の手続きについて」の「手続き」という言葉は、参加しようと思っただけで何か手続きをしないといけないのかというイメージを一般の方にはもってしまう。

○委員長

行政の仕事は手続きの連続なので違和感がなかったが、市民的な感覚では疑問をもつのももつものだ。「市民参加の対象と手法について」ではどうか。

次の7の「市民参加の実施」が「マッチングルール」というのはおかしい。「市民参加の手法の選択」くらいか。

○事務局

5が1と2に分かれているように、6も「市民参加の手法」を1にして、「マッチングルール」を2として題名を出さないというのはどうか。

○委員長

7はほとんど手法の話なので6-2に変更したうえで、見出しの「市民参加の手続きについて」は「市民参加の対象と手法について」とする。

○L委員

P4の「行政の役割」の4-2、3、4に「市民参加の手続き」が出てくるが、P5との関連はあるのか。このままでいいのか。

○委員長

P4の4の表現はこのままでP5の見出しを「市民参加の対象と手法」としても問題はない。

○E委員

手続きという一般的なには、どういう方法で手続きをすればいいのか、手続きという欄を探して、どこにも書いてないという人が出てくると思う。P5は「市民参加の手続き（対象と手法）」とすれば全部含まれるし、わかりやすい。

○委員長

P5の見出しは「市民参加の手続き（対象と手法）について」に変え、P4の4は、その対象と手法の組み合わせを実際に使ったという意味合いで「市民参加の手続き」をそのまま使うことにする。

○D委員

この条例は手続き条例だということが回を重ねるなかでだんだんわかってきたが、手続きといったときに一般的に受け止める印象はそれで解消されるのだろうか。

○委員長

提言書では、決められたルールに基づいて市民参加の手法を使って成果を出す一連のプロセスを手続きという言葉で表現している。

○G委員

P1の前文の最下段に「必要な手続きについて規定する」とあるが、これを一般市民が読むと、市政に参加するには何らかの手続きが必要だと思う人が多いのではないかと。

○委員長

ここでいう手続きは、ニュアンスとしては仕組み、制度、枠組みに近い。たしかに一般的に使われる手続きの概念とは少し違う。

○H委員

「手続き」でいいと思う。P5の見出しが「市民参加の手続き（対象と手法）について」で、手続きとは対象と手法だということが書かれているので十分かと思う。

○委員長

とりあえず「手続き」で全部通して、P5の見出しで、対象と手法の組み合わせ全体を手続きという概念でいっているということがわかるようにしておく。

(5) 市民参加の推進について

○事務局

資料説明

○J委員

「コミュニケーションのバリアに配慮し」の「バリア」というのはわかりにくい。

8の「外部機関の運営等に関して必要な事項は、別に定めることとします」は、この条例が議会をってから評価委員を募集して委員を決め、そのなかで細かい手法を決めるという解釈でよいか。

○委員長

「コミュニケーションのバリア」とは、バリアフリーのバリアをコミュニケーションの部分で捉えた言い方だが、どう変えたらいいかご提案いただければと思う。

8の「外部機関の運営等……」は、行政側は条例が成立したらすみやかに外部機関の設置要綱を決めて、それに基づいて評価委員の公募、決定という手続きを始める。そういう趣旨である。

○B委員

「コミュニケーションのバリア」は、情報へのアクセスを保障するという意味だから、「なるべく」は取って「多くの市民が公表内容を知ることができるようにすることが求められることはいうまでもありません。そのため、表現・周知の工夫に努めるべき……」とした方がいいのでは。9の付帯事項は、P4の上から3行目に「対話を通じて」とあるので、「多様なコミュニケーションの方法を用いることによって、対話的な関係が阻害されないよう努めるべきであること」にすれば、コミュニケーションのバリアという面を緩和できると思う。

○A委員

コミュニケーションの方法がいろいろあって、それによって多くの人がわかるという、今の提案に賛成。ただ、「阻害されない」というところまでいく必要があるかどうか。今の提案をベースに修正をお願いしたい。

○委員長

「コミュニケーションのバリア……」は取って、付帯事項も「多様なコミュニケーションの方法を用いることによって対話的な関係が阻害されないよう努めるべきである……」にするという提案であるが、ここの趣旨は、公表がちゃんとみんなに伝わるようにするということなので、「対話的な関係」までは求めなくてもいいのではないかと。

○B委員

その場合は情報通信としてのコミュニケーションをいっているだけなので、コミュニケーションという言葉を使わずに、情報アクセスの権利を阻害しないということをいうべきである。

○委員長

たしかにコミュニケーションは一方の方向の情報伝達ではないので、ここは「コミュニケーションの方法」といわず「情報伝達の方法」くらいにしたほうが、言葉の本来の意味を踏まえたことになると思う。今のような形で修正させていただく。

今日が最後なので、改めて気づいたところがあれば承りたい。

○F委員

表紙に市民参加を表すようなイラストを載せてはどうか。

P1やP4のように考え方を書いているところは文章が長いので、とくに大事にしたい箇所をゴシックにしてほしい。

○委員長

イラストを入れることに問題ないが、シンボリックなイラストの選定は難しそうだ。

ここが大事だということを確認するものはあってもいいだろう。いろいろな意見があったなかで厳選してまとめているので、さらにポイントになるところを選ぶのは難しいが。

○B委員

それには反対。過剰な意味づけをすることによって読み手のある方向に左右させてしまう。メールやケータイでも見られるようにプレーンなテキストのほうがいい。わかりやすい文章を心がけてきたので、改めて価値づけを行わないほうが、提言書としてひとまとまりのものをきちっと読んでいただきたいというわれわれのメッセージになると思う。ここが重要だと強調することは、本来の提言書の趣旨からはずれるのではないかと。

○F委員

読み手のほうでポイントをおさえてもらうということで、納得した。

○委員長

たしかに特定のところだけ強調すると、それ以外のところが逆にどうでもいいのかと思われても困る。そういったことを総合的に勘案して、今のままで修正はしない。

大きな内容変更はしないということで、提言書案の一部修正について了承を得たものとする。

○C委員

「はじめに」に「学識者委員からの話題提供」と書くと、学識者委員だけ話題提供して、あとの委員の方はこの中に入っていないというふうに読める。

○委員長

学識経験者枠の委員に期待されているのは、草津市の具体的な市民参加の問題はもとより、世間一般、日本はじめ世界のいろいろな市民参加についての理論や実態の知識情報などの提供という役割もあるので、「学識者委員からの話題提供」という文言が入った。学識経験者の委員が全体をリードしたとか、そこの意見で話が進んでいったというイメージを与えることもあるので、幅広くいろいろな観点から議論を深めたということがいえれば、これと違う表現でいいと思う。

○B委員

そうであれば、委員名簿も分野で分けずに五十音順にしたほうがいい。

○委員長

委員名簿は設置要項の組織構成に準拠している。これは事務局の判断に任せる。

「はじめに」は委員長名で出す責任があるので、今のご意見を踏まえて文章を修正する。

○A委員

これほど各委員が自分の現場からいろいろな発言をする委員会はなかった。そこが抜けていると思うので、各委員の役割を一言つけるといいのではないかな。

○委員長

今のアドバイスも参考にして、学識経験者枠の委員は話題提供するという役割を果たしたし、それとは違うカテゴリーで参加された委員はそれぞれの立場から活発な意見を出して議論を深めという感じの書き方に変えてみたい。

最終案はもう一度皆さんにご確認いただくが、概ね本日の案をベースにご了解をいただいたということで、本日の最終回の検討委員会を終了したい。

○事務局

8月31日に真山委員長より市長に提言書を提出いただく。この提言書を踏まえて市のほうで条例案を作成し、11月に条例案をご提示させていただく予定である。

閉会